

外来医療計画（素案）の概要

1. 基本的な考え方

- これまで、外来医療に係る医療提供体制の状況を客観的に把握する指標が存在しておらず、今回、地域ごとの状況を可視化し、新規開業時に情報提供することで、個々の医師の行動の変容を促すとともに、医療機器の効率的な活用を進め、地域に必要な医療機能・提供体制の確保を目的として策定
- 平成30年7月に公布された改正医療法に基づき、「島根県保健医療計画」の一部として策定
- 7二次医療圏ごとに外来医療に係る医療提供体制の確保に関する方針及び取組を記載
- 計画期間は、初回は令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間、以降3年ごとに策定

2. 計画（素案）の概要

（1）外来医療に係る医療提供体制の確保に関する方針及び取組

① 外来医師の偏在・不足状況

国が示す「外来医師偏在指標」に基づく多数区域を設定する

* 「外来医師偏在指標」の上位1／3を外来医師多数区域、その他に分類

圏域名	外来医師偏在指標	全国順位（335圏域中）	多数区域
松江	115.5	62	外来医師多数区域
雲南	90.9	216	
出雲	124.5	39	外来医師多数区域
大田	106.2	109	外来医師多数区域
浜田	113.0	71	外来医師多数区域
益田	97.5	164	
隠岐	103.1	131	

外来医師多数区域：松江、出雲、大田、浜田

② 地域で必要な外来医療機能

県内7医療圏域でそれぞれ外来医療について分析し必要な医療機能を明示

ア 夜間や休日等における地域の初期救急医療の提供体制

イ 在宅医療の提供体制

ウ 産業医・学校医・予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制

エ その他の地域医療として対策が必要と考えられる外来医療機能

③ 新規開業者の届出の際に求める事項の設定

外来医師多数区域における新規開業者に求める事項として、必要な外来医療機能を設定

（2）医療機器の効率的な活用の方針

医療機器の配置状況の可視化を行い、より効率的な活用のため、医療機器の新規購入・更新時に、共同利用計画書（患者紹介を含む）を提出・確認することを定める

（3）協議の場の設置

圏域の地域医療構想調整会議を、新規開業者に求める事項や医療機器の効率的な活用のための方針を協議する場として設定する

